

# 総量削減義務と排出量取引制度における都外クレジット算定ガイドライン 新旧対照表

※ページずれ等の細かい改正は事項に含めていない。

改正案	現行
<p><b>【P19】</b></p> <p><b>第3部 認定申請等の手続</b>  <b>第2章 都外クレジット算定方法等申請書の作成・提出（当初申請）</b>  <b>3 検証機関による検証</b></p> <p>検証は、<u>証拠となる根拠書類の確認、燃料等使用量監視点等に関する現物を目視、情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認、関係者へヒアリングなどによって行われる。なお、写真や動画等を用いて確認する場合は、最新の状態であることに留意する必要がある。</u></p> <p>根拠書類としては、建築基準法の確認申請等の公的書類、配電図等の図面、購買伝票等が用いられる（詳細は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインを参照すること。）。</p>	<p><b>【P19】</b></p> <p><b>第3部 認定申請等の手続</b>  <b>第2章 都外クレジット算定方法等申請書の作成・提出（当初申請）</b>  <b>3 検証機関による検証</b></p> <p>検証は、<u>証拠となる根拠書類の確認、燃料等使用量監視点等に関する現地での確認、関係者へのヒアリングなどによって行われる。</u></p> <p>根拠書類としては、建築基準法の確認申請等の公的書類、配電図等の図面、購買伝票等が用いられる（詳細は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインを参照すること。）。</p>
<p><b>【P21】</b></p> <p><b>第3部 認定申請等の手続</b>  <b>第3章 都外クレジット算定報告書の作成・提出（毎年度の報告）</b>  <b>2 検証機関による検証</b></p> <p>検証は、<u>証拠となる根拠書類の確認、基準排出量の変更要件に係る状況等に関する現物を目視、情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認、関係者へヒアリングなどによって行われる。根拠書類としては、購買伝票等が用いられる（詳細は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインを参照すること。）。</u></p>	<p><b>【P21】</b></p> <p><b>第3部 認定申請等の手続</b>  <b>第3章 都外クレジット算定報告書の作成・提出（毎年度の報告）</b>  <b>2 検証機関による検証</b></p> <p>検証は、<u>証拠となる根拠書類の確認、基準排出量の変更要件に係る状況等に関する現地での確認、関係者へのヒアリングなどによって行われる。根拠書類としては、購買伝票等が用いられる（詳細は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインを参照すること。）。</u></p>
<p><b>【P23】</b></p> <p><b>第3部 認定申請等の手続</b>  <b>第4章 都外クレジット削減量認定申請書の作成・提出（削減量認定申請）</b>  <b>2 検証機関による検証</b></p> <p>検証は、<u>証拠となる根拠書類の確認、基準排出量の変更要件に係る状況等に関する現物を目視、情報通信技術（ICT）を活用し写真や動画等を用いた確認、関係者へヒアリングなどによって行われる。根拠書類としては、購買伝票等が用いられる（詳細は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインを参照すること。）。</u></p>	<p><b>【P23】</b></p> <p><b>第3部 認定申請等の手続</b>  <b>第4章 都外クレジット削減量認定申請書の作成・提出（削減量認定申請）</b>  <b>2 検証機関による検証</b></p> <p>検証は、<u>証拠となる根拠書類の確認、基準排出量の変更要件に係る状況等に関する現地での確認、関係者へのヒアリングなどによって行われる。根拠書類としては、購買伝票等が用いられる（詳細は、特定温室効果ガス排出量算定ガイドラインを参照すること。）。</u></p>

# 総量削減義務と排出量取引制度における都外クレジット算定ガイドライン 新旧対照表

※ページずれ等の細かい改正は事項に含めていない。

改正案	現行
<b>【全般】</b>	
申請者の提出書類に印鑑証明書を追加	(追加)
<b>【添付様式】</b> ・ H 号様式（算定方法等認定（認定拒否）通知書） ・ I 号様式（都外削減量認定（認定拒否）通知書）  ※ 東京都知事の「印」を削除	<b>【添付様式】</b> ・ H 号様式（算定方法等認定（認定拒否）通知書） ・ I 号様式（都外削減量認定（認定拒否）通知書）  東京都知事の「印」